平成25年4月 あゆみ会

「裁決事例から税務調査のポイントを探る」

納税者が申告しない場合は「決定」、修正申告しない場合には「更正」によって税務署長は一方的に納税義務を課すことができる(行政処分の一種)。

→租税に関する行政処分は不服申立前置主義

裁決事例集とは

国税不服審判所への審査請求事案

原則、税務署への異議申し立て、国税不服審判所への審査請求を経たのちでなければ裁判所に提訴できない(国税通則法115条本文、75条参照)

納税者・国税当局とも争訟には大きな負担がかかる

→税務調査の段階で解決できなかったのか?

参考文献

金子宏『租税法』(弘文堂、第15版、平成22年) →言わずと知れた租税法学の最高権威、毎年改訂 されている。

塩野宏『行政法 I 行政法総論』 (有斐閣、第5版、平成21年) →行政法学の第一人者、租税法学は行政法学の一 部であると教わった(異論あり)。

国税不服審判所ホームページ

http://www.kfs.go.jp/

裁決事例その1・ローン控除 平成23年10月17日裁決

登記が「増築」となっている住宅取得についてローン 控除は適用できないのか?

→納税者は実態は新築であるとして確定申告書を提出したところ、税務署はローン控除を認めず。

裁決事例その1・ローン控除

審判所は、「登記簿その他の関係書類に記載された 内容が実情にそぐわない場合には、建築家屋の現 況及び建築経過等を総合し、判断するべきである」 とし、「正に新築住宅にほかならない」と納税者の 主張を認めた。

裁決事例その2・仕入控除

平成22年12月8日裁決

介護施設用の建物について、納税者は介護保険法 上の指定を受けていないため介護事業は行えず、 もっぱら自動販売機の売り上げに対応する課税対 応仕入であるとして仕入控除。

→税務署は介護事業の目的にも対応するとして共 通仕入れと更正処分。

裁決事例その2・仕入控除

審判所は「消費税法基本通達11-2-20《課税仕入れ等の用途区分の判定時期》が定める、課税仕入れを行った日の状況とは、当該課税仕入れを行う目的や当該課税仕入れに対応する資産の譲渡等がある場合には、その資産の譲渡等の内容等を勘案して判断するのが相当である。」とし、原処分庁を支持。

裁決事例その3・更正の予知

平成23年5月11日裁決 元事務員による給与支給額の水増しを把握した納税 者が、税務署に事前説明に赴いたことを契機とし て税務調査がされ、修正申告に至ったことについ て、税務署は自発的に提出された修正申告書では ないとし、加算税を賦課。

裁決事例その3・更正の予知

審判所は「事前説明の際には、面談職員らに対して、本件水増しについて説明した上、調査を求め、それに基づいて(中略)本件調査が行われたものと認められるから、請求人は、自発的に修正申告書を提出する決意を有して」いたと認め、加算税の賦課(国税通則法65条)は違法であると結論。

裁決事例その4・役員賞与

平成19年12月5日裁決 毎月の役員報酬の一部を未払い計上し、当該役員 報酬を従業員の賞与の時期に支払ったものについ て、納税者は役員報酬であるとして損金算入申告 したところ、税務署は役員賞与であるとして損金算 入を認めず。

裁決事例その4・役員賞与

審判所は「その支給時期、支給回数及び支給の趣旨等を、年間のその他の給与の支給状況全体との関連において考察し、これによって当該給与が経常性のない一時的なものと認められるときは、同項に規定する『臨時的な給与』に該当するものと解するのが相当である。」として原処分を支持。

最後に・税務は法律に基づく

税務調査をする側、受ける側ともその主張が正しい か否かは法律に従って判断される。

→安易な経験や勘は出るところに出れば勝てない。 裁決事例や裁判例の検討が重要に。